

平成30年8月29日
水管理・国土保全局

水資源機構がインフラシステムの海外展開を支援 ～8月31日の法施行にあわせ、新たに協議会を設置～

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」（別紙1参照）の施行（8月31日）にあわせ、「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を設置し、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るための取組を開始します。

1. 開催日時 : 平成30年8月31日（金） 14時～16時（予定）
2. 場所 : 中央合同庁舎2号館 16階 国土交通省国際会議室
3. 設置趣旨 : 人口増加や経済発展、生活水準の向上等に伴い、世界の水需要が増加することが見込まれる中、水資源分野の海外市場における日本企業の参入シェアは低い状況です。
国土交通省水資源部と独立行政法人水資源機構では、水資源分野において、関係者が一堂に会する協議会を設立し、調査・計画段階に着目して、我が国事業者の海外展開に必要な現状把握、参入促進に向けた課題整理等を行い、我が国事業者の参入可能性が高い調査・計画案件の採択に向けた協力体制の構築等に取り組めます。
4. 構成員 : （別紙2）の通り。
5. 議事 : 海外展開に関する現状把握と課題整理について 等
6. 取材等 : 協議会は、非公開といたします。カメラ撮りは、冒頭のみ可能です。希望される方は、8月30日（木）17時までに、下記問い合わせ先まで、所属、氏名、連絡先のご連絡をお願いいたします。
議事概要等については、検討会終了後、とりまとめ次第、国土交通省ホームページに掲載する予定です。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局水資源部水資源計画課 松村、山口、横井
電話 03-5253-8111（内線 31-252、31-253）
直通 03-5253-8387、FAX 03-5253-1582